

（仮称）江別市子どもの権利条例（案）に係る 意見公募（パブリックコメント）結果について

（募集期間：令和8年6月10日から令和8年7月10日まで）

令和8年 月

江別市 子ども家庭部 子育て支援課

市民意見募集の結果概要

■意見の募集結果

募 集 期 間	令和8年6月10日から令和8年7月10日まで
提 出 者 数	31名
提 出 件 数	89件

■意見の反映状況

内 容	件 数
1 意見を受けて案に反映したもの	6
2 案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	19
3 案に反映していないが、今後の参考等とするもの	56
4 案に取り入れなかったもの	6
5 その他の意見	2
合 計	89

■いただいたご意見の内容等（提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

1 意見を受けて案に反映したもの

No.	意見の内容	市の考え方
1	保護者には責任を求めています、この条例を作る主体である江別市の責任が少ないように思います。 「市」が主語になっている条文は「努めます。」ではなく「行います。」にしてほしい。	市の責任を明確にすることは重要であると考えておりますので、いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。
2	<第2条（4）育ち学ぶ施設について> 認定こども園が記載されていますが、幼稚園の記載がありません。学校教育法に定める学校、文言上は包括表現でくくられていると思いますが、分かりやすくするために「保育所、幼稚園、認定こども園、小学校…」のように幼稚園やその他の施設等を、ぜひ個別に列挙していただきたいです。 ⇒育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、児童養護施設、児童館、学童クラブ、地域子育て支援拠点事業（ぽこあぽこ等）を行う施設など、子どもが育ち、学ぶことを目的とする施設をいいます。 ● 「ぽこあぽこ」は、地域子育て支援拠点事業に入ると思いますが、江別市が子育て事業として力を入れてきたので。 ● 「育ち学ぶ施設」の説明の中に『遊び』の文言を入れてほしい。	全ての対象施設を記載することは難しいため、例示として主な児童福祉施設等を記載したのですが、ご意見を踏まえ、幼稚園を追記したいと考えております。

3	(定義) 第2条で、子どもは18歳未満の者となっています。 第3条の権利は、生まれた赤ちゃんからの乳幼児期、その後の就学期(小学校)から思春期(中高生)の全ての発達段階に適応されています。 第3条では「一人の人として尊重され」となっていますが、憲法第13条は「すべての国民は、個人として尊重される」となっています。 国民の中に子どもも入ります。 条例(案)第19条では「一人の人間として尊重され」となっています。 第3条も「人」ではなく「人間」とすべきと考えます。	文言の整合性を高める観点から、修正を検討いたします。 より統一感があり読みやすい表現となるよう調整し、条例全体の言葉遣いの一貫性向上に努めてまいります。
4	○第2章子どもの権利第5条の文言、頭の部分に文言を加筆。 保護者に適切に養育されること、その生活が保障され、命が守られ、平和で安全な環境で安心して暮らすこと。	「保護者に養育されること」は、子どもにとって重要なことであると認識しております。 そのため、いただいたご意見につきましては、若干の修正を加え、「命が守られ、愛情と理解をもって育まれ、平和で安全な環境の中で、安心して暮らすこと。」に修正したいと考えております。
5	2. 第2章子どもの権利 第5条 加筆、漢字の変更 愛情と理解をもって育まれ、命が護られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「愛情と理解をもって育まれ、」は追記することといたします。 一方で、「護る」は公用標記としては認められていないことから反映は見送ることといたします。
6	3. 第9条 表現の変更 2. 保護者は、子どもの多様な方法の意思表示を尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するように努める。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 「保護者は、子どもが言葉や行動その他多様な方法によって示した意思を尊重するとともに、子どもに関する事項を決定する際には、その子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。」

2 案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの

No.	意見の内容	市の考え方
7	＜積極的でとても良いと感じられる事項＞ ①前文を設定し、「江別市子どもが主役のまち宣言」（Ｒ６年１１月）と関連付けて「すべての子どもの権利を持つ主体として尊重します。」と謳っている点は権利を明記する上で大切なことであると考えます。 ②第２章第４条から第８条まで、４つの権利について具体的に規定されていることは指標が明らかでよいと思います。 ③（マイノリティの子どもの権利の保障）とし第２５条で「国籍、民族的出自、言語、性のあり方等」と具体的に明示していることは昨今の情勢に照らして有効であると考えます。昨年江別市内で発生した「パキスタン人のモスク放火事件」は外国籍の方々にとって衝撃的な事件でした。そうした中で第２５条で明記されたことはとても正義を感じさせるものであると考えます。 ④第３０条から第３３条において子どもの権利救済委員会及び子どもの権利相談員を置いたことは他の自治体の事例から見ても先進的であり、権利を保障する上で大切な制度であると思います。	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。今後も子どもたちの権利を尊重し、より良いまちづくりに努めてまいります。
8	第２条の育ち学ぶ施設等の中に放課後児童クラブが削除されているのは何故？（概要Ｐ３言葉の意味には明記されている）	全ての対象施設を記載することは難しいため。例示として主な児童福祉施設等を記載したものです。
9	江別市で条例が定められることを嬉しく、行政の皆様のご尽力を感謝いたします。子どものことがよく考えられていると思いますが、乳幼児に対する言及が不足している感が否めません。もちろん声を上げる子どもたちの権利を守ることも重要ですが、声の上げられない乳幼児たちにどのように寄り添い、その権利を守るのかが、おとなの責任であり、また行政としても重視すべきことではないでしょうか。そうした観点から再考していただければ幸いです。	本条例案では、第２０条第２項において、「子どもの意思表示の方法が多様であることを考慮し、適切な方法で子どもの意見等をくみ取るよう努めるものとする。」としております。 乳幼児を含め、子どもは必ずしも意思表示を明確にすることができるとは限らないため、こうした規定を設け権利の保障に努めることとしております。

10	条例が出来ただけの中身の無いものにしない様に毎年検証する人を公募するなどしてほしい。	条例案では、江別市子ども・子育て会議への報告を定めており、委員構成には市民公募委員も含まれております。
11	<目次について> 目次には、総則から始まっていますが「前文」との記載はないのでしょうか。 「江別市子どもが主役のまち」宣言の文章が前文になるのでしょうか。	条例の法制的なルールにより、前文との表現は掲げておりませんが、ご認識のとおり第1章までの文章（江別市子どもが主役のまち宣言の宣言文を中心とした文章）が前文となります。 なお、目次には、すでに前文の記載がございます。
12	子どもにとって遊ぶことは、育つこととも学ぶこととも活動することとも異なる独自の意味がある。条例に「遊び」が位置づけられ、子どもに欠くことのできない時間と場が保障されてほしい。	遊ぶことは子どもの健やかな成長に欠かせない大切な権利であると考えております。 条例案では、第7条第1号に「遊ぶこと」を明記しており、その趣旨を踏まえながら、今後の具体的な施策について検討してまいります。
13	<意見 第3章第1節 第9条 保護者の役割について> 「愛情」の表現を入れると、さらに伝わりやすいと思います。 ⇒保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努める。 ⇒保護者は、子育てにおける最も大きな役割があることから、子どもが生活に必要な習慣を身に付け、心身ともに健やかに成長することができるよう子どもと過ごす時間を大切にし、深い愛情を持って子育てを行うものとする。	第5条（安心して生きる権利）の中に、「愛情と理解をもって育まれ」という文言を追記する方向で検討しています。 そのため、表現の重複が発生してしまいますので、現段階ではご提案の加筆は見送らせていただく方針です。
14	<意見 第3章第1節 第10条について> 追加⇒市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければならない。	虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な支援は重要であると考えております。 条例案では、第29条から第33条までに相談・救済の仕組みを、第30条に迅速かつ適切な救済を規定しており、その趣旨に基づき取り組んでまいりたいと考えております。
15	<意見 第7章 子どもの権利擁護の仕組みについて> ヤングケアラー・貧困について ケアの負担によって、また、保護者の離婚などにより貧困家庭も	ヤングケアラーや貧困など、子どもの置かれた状況に応じた支援は重要であると考えております。 条例案では、第26条の個別の状況に応じた支援や、第29条

	見受けられます。 このことで、実際には「子どもの権利」が保障されなくなる可能性があります。 ヤングケアラー・貧困を対象とした条例の位置づけを求めます。	以降の相談・救済の仕組みなどにその趣旨を含んでおり、今後の施策の中で取り組んでまいります。
16	第2章子どもの権利第7条に関し、現在の(1)遊ぶこと、(2)休むこと、(3)学ぶことに加え、「食えること」、また(2)には「睡眠」も入れてほしいと思います。 乳幼児が豊かに育つには必要なことと思いました。	本条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法に基づく理念条例であり、第7条は子どもの豊かな成長に大切な権利を例示的に示したもので、個々の権利を網羅的に列挙するものではありません。 「食えること」は、子どもの健やかな成長に欠かすことのできない大切な要素であり、前文において「安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠る」ことを明記しているほか、第5条（安心して生きる権利）や第7条（豊かに成長する権利）の趣旨にも含まれているものと考えております。
17	第1章 総則 (目的) 第1条 「～子どもが自分らしく、それぞれが望む幸せをいつも感じられる～」という点において個々人の幸せを望むことも大事ですが、《第2章子どもの権利》を意識すると、社会との関係性も取り上げて、「～子どもが自分らしく、それぞれが望む幸せをいつも感じられるとともに社会における権利主体としての意識を育むようなまちづくりを地域全体で進める～」とした方が、両面からのアプローチが活かされと思います。	子どもが権利を持つ主体として社会との関わりを意識しながら成長していくことは大切であると考えております。 条例案では、前文において子どもを権利の主体であり、まちづくりを担う大切なパートナーと位置付けるとともに、第3条（基本理念）、第8条（参加する権利）、第20条（子どもの参加の促進）において、その趣旨を包括的に規定しており、ご意見の趣旨は条例全体に反映されているものと考えております。
18	(基本理念) 第3条 《第2章子どもの権利》を意識すると、「～次に掲げる原則の下、健やかに育ち自立性や自発性を高める権利を有する」と追加してみました。	自立性や自発性を育むことは重要であると考えております。 一方で、本条例は子どもの権利を保障するための理念条例であり、自立性や自発性は、権利そのものではなく、権利が保障されることで育まれていくものと考えております。 そのため、第3条では基本理念を定め、第7条及び第8条など条例全体でその趣旨を包括的に表しております。

19	江別市子どもの権利条例の策定において現段階の案を拝読させて頂きました。 “いつも乳幼児の身近にいる者としては、乳幼児の育ちが保障されてこそその後の育ち”と考える為、“子ども”でひとくくりせず、乳幼児の育ちとしての保障が謳われるべきと考えます。 江別市あげての乳幼児を守りはぐくむ姿勢をしっかりと盛り込む事で、“子育て応援の町江別”が裏付けされるのではないのでしょうか。 この町で産み育てたい?というこれから世代の方に安心して頂き、またそのお子様を預かる教育・保育施設や社会と共に乳幼児を守り育む姿勢を是非入れて頂きたいです。 よろしくお願い申し上げます。	本条例案では、第2条で乳幼児を含む18歳未満のすべての子どもを対象としています。 また、第20条第2項では、子どもの意思表示の方法が多様であることを考慮し、適切な方法で意見等をくみ取るよう定めています。これは、言葉で十分に意思を表現できない乳幼児についても、表情やしぐさ、行動などを通して思いや意思を受け止めることを含むものと考えております。 さらに、第5条では安心して生きる権利、第7条では豊かに成長する権利、第9条では保護者の役割として、子どもの最善の利益を優先して考えること、第11条では保育所や認定こども園などを含む育ち学ぶ施設の役割を定めており、乳幼児の権利保障についても含んだ内容となっており、いただいたご意見の趣旨は本条例案に含まれているものと考えております。
20	私は、市民活動団体の一員で、江別市子どもの権利条例の制定に向けて8年ほど活動してきました。市長の「子どもが主役のまち宣言」をととても嬉しく思っています。もちろん、条例制定についても大賛成の立場です。 子どもたちが安心して暮らし、自分らしく成長し暮らせるまちづくりを進めるために、子どもの権利条例はとても大切なものだと考えます。 ただし、条例は制定することが目的ではなく、制定された後にどのように生かされるかの方が大切だと思います。条例が形だけのものになってしまわないような制度作りが大切です。 そのため、条例の理念や子どもの権利について継続的に学び、実践していく仕組みや、条例の運用状況を定期的に検証・評価し、必要に応じて見直しを行う仕組みがあるといいなと思います。 条例が制定された後も、市民や子どもたちに広く周知され、日常生活の中で生かされ続ける実効性のある条例となることを期待しています。	ご意見のとおり、条例の制定は出発点であり、制定後の運用や実効性の確保が重要と考えております。 また、第34条（施策の推進）において、市は子どもの権利に関する施策を総合的に推進することとし、第35条（子どもの権利に関する啓発活動）では子どもの権利について市民や関係者の理解を深めるための広報・啓発活動を継続的に行うことを明記しています。 さらに、条例の施行状況や施策の推進状況については、江別市子ども・子育て会議に報告し、意見を求める仕組みも整えており、必要に応じた見直しを図る体制としております。 今後も市民の皆様や子どもたちの声を大切にしながら、条例の理念が日常生活の中で具体的に生かされるよう、実効性のある運用に努めてまいります。

21	江別市でこどもの権利条例が制定されるのを待ち望んでいました。とてもうれしいです。 未来ある子どもたちが健やかに育つために、この条例は必要不可欠だと思います。 江別の子どもたちの幸せのために、とり残される子どもを誰１人作らないために、期待しています。	条例は、未来を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの幸せを実感できるまちづくりを推進するための大切な基盤と位置付けております。 今後も、全ての子どもたちが権利を享受し、安心して成長できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。
22	◎所属のない、所属感の薄い子どもの意見を取りこぼさず、相談できる場を。 例えば、意見交換の際に出席した生徒は、日ごろから意見を伝えることができる方と想像します。不登校状態にある生徒、義務教育後どこにも所属がない方、ひきこもり状態にある方、こういった方にも思いを受け取る事はとても難しいものだと思います。 ホームページ等に匿名の意見箱をわかりやすく設置したり（ホームページをもっと見やすくして欲しいです）、ふらっと立ち寄れる常設の居場所があればよいと思います。 「相談することは特別な事ではない」時代です。 無料の相談機関や相談窓口は複数ありますが、まだまだ周知されていないと感じることが多く、相談そのもののハードルを下げる取り組みが、各機関、市全体として必要であると感じています。	ご意見のとおり、所属感の薄い子どもや不登校、ひきこもりなどの状況にある子どもたちの声を取りこぼさず、安心して相談できる環境づくりは重要な課題と認識しております。 第２９条（相談体制の整備）において、市は子どもが安心して相談できる窓口を整備することを定めており、また第３３条に設置する子どもの権利相談員が多様な相談に応じております。 また、ホームページの見直しについても現在取組を進めております。 さらに、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりにつきましては、第１９条（子どもの居場所づくり）に基づき、今後推進してまいります。 「相談は特別なことではない」という考えのもと、多様な子どもたちが自分らしく安心して意見を表明・相談できる体制づくりに引き続き努めてまいります。
23	江別市子どもの権利条例が具体的に生かせるよう大人の役割が大事だと思います。 子どもの権利に関する学ぶ機会は、保護者、事業者、自治会の方など広く必要と思います。	ご意見のとおり、子どもの権利条例が具体的に生かされるためには、大人の理解と協力が不可欠であると認識しております。 本条例案の第３５条（子どもの権利に関する啓発活動）では、市が子どもの権利に関する意識啓発や学習の推進を規定しており、保護者、事業者、自治会関係者など幅広い市民の皆様を対象に、子どもの権利についての学ぶ機会を設けることとしております。 今後も講座や研修、広報・啓発活動を充実させ、地域全体で子どもの権利を理解し支える地域づくりに努めてまいります。

24	前文下から4段目に続き、下記の文言を加筆。 （尊重し、）その年齢及び発達（もしくは、発達）の程度（もしくは、発達）の歩み）に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮します。	前文の加筆提案について、「その年齢及び発達（もしくは、発達）の程度（もしくは、発達）の歩み）に応じて意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮する」という趣旨は、条例全体において重要な理念として十分に反映されているものと考えております。 条例の構成や表現の明確さを保つ観点から、現段階ではご提案の加筆は見送らせていただく方針です。
25	何度も何度も（案）を読ませていただき噛み締めました。残念なことに、言葉や態度で表現できない子の権利の保障を謳っている文言が見つけれませんでした。当然、【その発達過程の子のことも含まれている】が前提なのかもしれません。が、明記いただきたいと思います。何故なら、「子ども」の育ちは命が授かった時から、そして生まれた時から尊重されるべきだからです。 生後すぐ（新生児期）から「他者を喜ばせようとしている」行動の土台が始まっていることは発達心理学や脳科学の研究により証明されています。ですので、おとなはこの新生児期からの「権利を尊重する」というのはどういうことか」を考え、接するべきです。（育むべきです）ルーマニアのチャウシエスク政権下の【子ども悪政策】がもたらした悲惨な結果から学ぶ必要があると思っています。新生児期から【愛着をもった応答的関わりをされる】ことが、どんな幼児期、学童期、青年期そして大人を形成するのかに大きく影響します。その大切な土台づくり、根を育てるのが、特に0歳から5歳の乳・幼児期です。これらを根拠にした時、是非、下記の文言の加筆等をお願いしたいと考えます。 1. 前文に加筆 すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠る………その年齢及び発達（もしくは、発達）の程度（もしくは、発達）の歩み）に応じそれぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。 私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと………その最善の利益が優して考慮されるようにします。	本条例案では、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき、乳幼児を含むすべての子どもを権利の主体として位置づけております。 前文前半は「江別市子どもが主役のまち宣言」を引用しているため修正は行わないことといたします。 前文の加筆提案について、「その最善の利益が優して考慮されるようにします。」という趣旨は、条例全体において重要な理念として十分に反映されているものと考えております。 条例の構成や表現の明確さを保つ観点から、現段階ではご提案の加筆は見送らせていただく方針です。

3 案に反映していないが、今後の参考等とするもの

No.	意見の内容	市の考え方
26	<課題と思われる事項> 市の役割にもっと具体的な施策を明記することが必要だと考えます。 第4章第21条で「子どもの意見を聴くよう努める」とありますが、さらに具体的に子どもの声を受け付ける部署（制度）や市のホームページや広報誌で出された声に応えることなどを第4章第21条に付加してください。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもの参加促進は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
27	<課題と思われる事項> 第35条に「子どもの権利条例推進月間」を設定し、周知のためのイベントや子どもの視点で、まちづくりや制度についての意見を公募する等を行うことも具体的な施策として盛り込んでください。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもの権利条例の周知は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
28	<課題と思われる事項> 第8章第34条2「施策の推進状況について、…子ども子育て会議に報告し、意見を求める」とありますが、報告の中に子どもの声を反映させることも必要です。 「育ち学ぶ施設はアンケートを実施して子どもの声を聴きとる」ことも加え報告内容に加えてください。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもの声を聴き、それを反映させることは重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。

29	<今後への要望として> 救済委員会や相談員の配置はとても良いです。ただ、救済委員会や相談員だけではなく、子どもの側に立つ子どもの権利擁護（アドボカシー）や代弁機関（オンブズマン）も積極的に活用する必要があると考えます。障がい者支援として「権利擁護支援センター」を設置する場合がありますが、子どもに対してもそうした機関が必要ではないでしょうか。今後独立機関としての設置を検討してほしいです。	条例案の第20条第2項においては、子どもの意思表示の方法が多様であることを踏まえ、適切な方法で子どもの意見等をくみ取るよう努めることとしており、子どもの権利擁護（アドボカシー）の考え方を含んでおります。 現在、代弁機関（オンブズマン）のような第三者機関の設置は予定しておりませんが、本条例案の趣旨がしっかりと実現できるよう、誠実に取り組んでまいります。
30	第29条の安心できる相談窓口は、どこに設置され、行政の窓口が閉所している時も利用できるのか？対面以外の相談方法は？	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもが相談しやすい窓口は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
31	「子どもの権利条約」は聞いたことはあっても中身まで知らない大人が多すぎる。第35条との関連も含め具体的な啓発活動案を知りたい。	現状としては、パンフレットの作成や出前講座など、様々な機会を捉えて周知啓発してまいりたいと考えております。

32	1、江別市の子どもと若者の貧困状態を調査し対応する視点をひとり親（特に母親）の働き方や低賃金による子どもの食生活（孤食・欠食・内容） 健康状態（不安感や抑うつ）、教育を受ける機会の減少、自己肯定感を持っていないなど様々な影響を受けています。相談の窓口の周知と合わせて学校やスクールカウンセラー、子ども食堂、学童保育などと懇談し「お困りごとのある子ども・家族」を把握するシステムをお願いします。困窮する子どもは、守られている安心感が生まれ事防止につながります。 理由：子どもの貧困の負担は、子どもの学年が上がる高校生で増えています。4月には、入学金、制服代、諸費用など20数万円以上の費用が掛かり、様々な制度による支援は、手続きをして数か月後に開始されるなど問題点があります。条例では、大学生は含まれていませんが江別には、4大学の学生が暮らしています。将来江別を支える後継者として、年齢の枠を超えて学ぶ人を応援する視点を入れると、他市に無い独創的な条例になると思います。	ご提案いただいた内容は、子どもの権利を保障するための具体的な取組に関する大変重要な視点であると認識しております。 本条例は、子どもの権利に関する基本理念や、市・保護者・市民・育ち学ぶ施設など、それぞれの役割や責務を定める理念条例として、子どもの権利を保障するための基本的な考え方を示すものと考えております。 そのため、個別・具体的な施策や事業については条例に詳細を規定するのではなく、この条例を根拠として、子どもを取り巻く社会情勢や子どもの声を踏まえながら、様々な施策を検討し、推進していくことを想定しております。 条例案では、第3条の基本理念において、子どもの多様性の尊重や、子どもにとって最もよいことを第一に考え施策を総合的に推進することを定めるとともに、 第20条では子どもの意見を聴き施策へ反映すること、第25条及び第26条では、多様な背景や個別の状況に応じた子どもの権利保障と必要な支援について、 第34条では、子どもの権利に関する施策を総合的に推進することを規定しております。 いただいたご意見につきましても、こうした条例の理念や規定に基づき、今後、子どもの権利を具体的に保障するための施策を検討・推進していく際の参考とさせていただきます。
33	2、子ども家庭庁の子ども大綱の視点である「固定的な性別役割分担意識や特定の価値を押し付けられることなく主体的に、自分らしく生きる」性教育へ 1）子どもそれぞれが持つ性の多様性を尊重しあう性教育 2）ライフステージの全ての段階で性別役割分担を行わず、誰でも必要な役割を担い協同する視点	
34	3、性の特性を尊重した環境整備 トイレ編 1）生理が始まる世代のトイレには、いつ始まっても対応できる生理用品の準備と手当のポスターなどを掲示し安全な場所にする。 例）生理用品の入れ物は、子ども達に考案してもらい、生理は、嫌なものではなく成長期のプラスワンとして整えるトイレにする。 生理は、子どもも大人も時期を予測できず、準備できていない場合があります。私の勤めるスポーツジムでは、誰でも使えるSOSグ	

	ツズとして利用されています。 2) 現在のトイレは、男女別になっていますが、誰でも使えるトイレを学校、公共施設などに一つは準備してほしいです。例) 障害を持つ女兒のトイレ介助に男性の親や男性介助者が女子トイレに入らず、困っている場面を見かけます。	
35	4、気候変動に対応した、学校、公共施設の改善へ 北海道も気温上昇が続くようになり、学習が暑さで集中できないだけでなく、熱中症の危険が増しています。さらに、室内やグラウンドでの活動で熱中症による白内障リスクが約2倍になるという研究が発表されました。 *名古屋工業大学の平田晃正教授（医用工学）. 1) 保育園・幼稚園、学校、子どもが利用する施設などの予防対策としてのエアコンの設置へ 2) 脱水予防としての必要な飲水量を明示し塩分の準備を！ 体格や発汗状態、運動量による必要な水分量が異なりますが、子どもたちが持参する水筒のサイズが500mlでは、水分量が不足です。各施設では、休み時間に不足する水分を補う日課を作っては如何でしょうか？例) 貝塚市では、何時でも冷たい水が飲める給水機を準備しました。 *発汗で、塩分も失われます。塩分の補給としての塩飴やタブレットの持参の習慣をつけたいです	
36	第7章にいじめにあった時などの相談体制の救済委員には、いじめ（被害）を経験されている方で人の気持ちに寄り添える方がいい。 いじめは犯罪と認識が広まるといい。 被害者側が学校に行きづらくなる事が無いように、加害者側が登校せずカウンセリングをしていじめをしないように心のケアをしてほしい。	子どもの権利相談員は、相談支援のノウハウを持つ職員を配置するなど、子どもに寄り添った体制を考えております。 また、本条例の周知にあたっては、いじめは子どもの権利の侵害にあたることを説明するなど、意識醸成に努めてまいりたいと考えております。

37	他の市町村で発生しているような、ハラル料理問題や土葬問題が発生する根拠に使われる危険性があると考えます。 つまり「子どもの権利を守るために、給食にハラル料理を取り入れるべき」などとなった場合、これは逆に通常の日本食を食べる子供の権利を侵害します。 上記を踏まえて、条例の中に国籍について差別しないとありますが、国籍や人種で区別されることを明記してください。日本国籍の子供と外国籍の子供を同等に扱うことは外国人優遇につながります。 あくまでも江別市は日本国に存在する市です。日本人を第一に守ることを宣言してください。 例えば違法入国者の子供の権利を守るために、違法入国者の送還を見送る判断につながると犯罪の温床になります。(違法入国は犯罪です) 犯罪幫助を行うような宣言であれば、それは違法です。 これらを十分に議論したうえで決定されることを期待します。	本条例案は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）及びこども基本法の理念に基づき、全ての子どもの権利を保障することを目的としております。 第3条第2項では、国籍等による差別を受けることなく、子どもの多様性を尊重することを定めていますが、これは特定の立場の子どもを優遇するものではなく、全ての子どもの権利を等しく尊重する趣旨となっております。 また、本条例は子どもの権利保障に関する理念を定めるものであり、関係法令の適用や運用を変更するものではありません。 また、子どもの権利保障に関する理念を定める本条例は、各法律に違反しない範囲内で運用されるものです。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
38	11月にこの条例が出来たことを忘れない為にもイベント開催したらもっと広まると思う。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもの権利条例の周知は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
39	何ほど前に子供が少年団の大会前で体力作りの為に朝7:30に公園に集まりランニングをしていた時期がありました。 しかし、心無い人から学校に朝からうるさいとクレームが入りました。 この様に子供が公園で自由にトレーニングしたり出来ない事にが	条例案では、第7条において「遊ぶこと」や「スポーツなどの文化活動や地域の多様な社会的活動に参加する機会」を子どもの大切な権利として定めております。 具体的な公園利用のルール等については本条例で定めるものではありませんが、ご意見は今後、子どもが安心して遊びや運動が

	っかりしました。 この条例ができるなら是非、朝7時頃から夕方7時くらいまでの時間は子供達が遊んだり走ったりボール遊びしたりする権利を守ってほしいです。	できる環境づくりを進める際の参考とさせていただきます。
40	・ひとはみな違うこと、違うけれど命の重さは同じであること。 ・貧困や差別に苦しむ子どもは、自身の責任ではなく支援が必要なのだということ。 ・社会を構成している人々の意見は多様であるが、地位、財産、能力の多寡等で通る意見・通らない意見が決まるのではなく「話し合い」こそが重要であること。「話し合う」ことを通じ、意見の違うもの同士の考えを理解できるようになるということ。 ・武力・暴力では物ごととは解決しないということ。 ・意見の表明は子どもも尊重されること。 ・要望・意見は市の財政状況などにより実現・保障できないこともあること。 ・「助けてほしい」「辛い・苦しい」ときは受けとめてくれると信じられる人・機関にかけこむことができる、あるいは発見してもらえること。 等々をていねいに子ども、関係者に説明してもらいたいです。	今後、子どもの権利条例の周知・啓発を行っていくにあたり、ご意見を踏まえて進めてまいりたいと考えております。
41	権利保障の第三者機関によるオンブズマン制度が発足するとよいと思います。	第三者機関ではございませんが、子どもの権利相談員による相談対応や、権利侵害があった場合には子どもの権利救済委員会による救済が可能な仕組みとしています。 また、子どもの権利条例の施策等については、子ども・子育て会議に報告し、助言をいただくこととしており、これらを踏まえ、必要な改善に努めてまいりたいと考えております。

42	<意見 子ども権利条例の前文について> ● 子どもは生まれたときから社会の一員であり、一人の人間としての尊厳があり、そのことを子どもが感じながら成長できることこそが本条例の理念だと思います。 前文の例として、子どもが権利の主体であることから下線書きの箇所は、特に入れてほしいです。 ➡ <u>子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、<u>子どもが誰一人として取り残されることなく育ちを支えていきます。</u></u>	前文は「江別市子どもが主役のまち宣言」を引用しているため、内容の修正は予定しておりません。 なお、ご提案いただいた趣旨については、第3条の基本理念をはじめ、条例全体を通じて子どもを権利の主体として尊重する考え方に含まれていると考えております。
43	<意見> ● 虐待・学習の遅れ・障害・病気・貧困等、子どもを苦しめる問題が数多くある中で、その支援策は当事者の声を取り入れられず、支援が的外れ・不足となるケースも多い。子どもの当事者の声を聞いて欲しい。	子どもの声を聴くことは重要であると考えております。 条例案では、子どもの権利として第8条に参加する権利を定めているほか、第4章に子どもの意見表明の機会の確保と意見の尊重に関する事項を定めております。 ご意見のとおり当事者の声を聴くことは重要と考えておりますので、様々な場面において、その趣旨に基づいた取組が広がるよう周知・啓発などを行いながら推進してまいりたいと考えております。

44	<意見 第1章 総則 第3条について> ● より具体的な表現にすると、子どもや保護者にも分かりやすくなると考えます。 1. 差別の禁止（差別のないこと） ➡ 子どもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家族の状況等によって、差別、体罰、虐待、いじめなどを受けることなく、安心して生きていくことができること。 2. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと） ➡ 子どもに関するすべての活動において、<u>子ども一人ひとりにとって最もよいことをしっかりと考えてもらうことができること。</u> 3. 生存・発達に対する権利（命を守られ成長できること） ➡ 子ども自身が、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、平和や安全が確保されるなかで、自分らしく成長できるよう支援を受けることができること。 4. 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること） ➡ 子ども自身が、自由に意見を表すことができ、自分の思いや意見が受け止められ、年齢やこころ、からだの発達に応じてしっかりと考えてもらうことができること。	第3条（基本理念）は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の4つの一般原則を基本理念として簡潔に示しております。 ご提案の趣旨については、第5条から第8条の各権利や条例全体の規定に含まれているものと考えております。
45	<意見> 追加していただきたい項目です。 （第1章総則（定義）第2条（1）子ども 市内に住所を有し～18歳未満の者その他<u>これらの者と等しく権利を認めることが適当である者</u>をいう。） 上記の朱書き文を考えると、追加文があると安心できるのではないのでしょうか。 （子どもからおとなへの移行支援） 市は、おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます。	本条例案の対象は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や児童福祉法と同様に原則18歳未満の児童と考えております。 一方で、18歳以上の高校生などは、本条例案の対象とすべきと考えられることから「これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」という規定を設けております。

46	1. 子どもが主権者として尊重され、発達段階に応じた適切な主権者教育を推進し、意見表明や社会活動への参加がしやすい環境を整備すること。 《提案理由》 各選挙における全国の世代別投票率で10代、20代が最低の状況が長く続いています。これは政治的社会的課題をわがこととしてとらえる主権者教育が非常に遅れていることが背景にあることが各方面から指摘されています。 現状の学校では政治・社会に関心を持ち意見を表明すると「意識高い系」などと特別視される傾向がみられます。 そのために諸外国と比較しても社会的な意識が発達しにくい環境にあるといえます。学校や地域社会が意見表明しやすい雰囲気をつくる必要があると思います。 主権者教育は投票率を上げることが目的ではありませんが、将来の社会を担う子どもにとっても社会にとっても重要なことと考えます。 とくに「平和都市宣言」をもつ江別市においては、平和問題や地球温暖化の問題に関して、正しい情報提供、学習や意見表明の場などが必要であると考えます。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもの意見表明の機会の確保や、社会的活動への参加促進は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
----	--	--

47	2.「学校が常に評価される場」である現状を変え、児童・生徒がいききと生活・活動・学習にとり組める場になることを目指すこと。 《提案理由》 学校ではほとんどすべての学習・活動に評価と結果が求められ、とくに観点別評価の導入により子どもが常に評価を意識し、のびのびと学習や生活をおくることができていません。 そもそも観点別評価自体、子どもたちの健全な成長発達に寄与しているのでしょうか。人間の能力を知識・技能、思考・判断、主体性などに分割し評価できるものなのでしょうか。学校では「親切で丁寧」な教師が評価Aの取り方を指導し、子どもたちは評価Aを得るために全教科から出される過剰な提出物や小テスト、高評価を得るための過剰なノートづくりに追われ、教師はその準備や処理に膨大な時間と労力を費やしています。「改善」もなされるようですが「評価」だらけであることには変わりません。 「学校が常に評価される場」である現状を見直し、子どもたちがのびのびと活動し学べる空間にすることが大切であると考えます。	本条例案は、子どもの権利に関する基本的な方向性を定めたものになります。 いただいたご意見につきましては、所管課に伝え、今後の取組の参考とさせていただきます。
48	3. すべての子どもの発達段階に見合った適切な学習量と学習内容を子どもの状況・意見を取り入れつつ十分に検討すること 《提案理由》 「学習内容が多すぎる」「内容が難しすぎる」「頻繁な指導要領の改訂についていけない」などの声が現場の教師から聞かれます。 また生徒たちからは「先生はいつも忙しそう」「わからないことは質問しなさいといわれても何を質問していいかわからない」「どの教科の先生にも終わらないから進むね」といつも言われる、といった声が聞こえてきます。その結果子供たちは ・テスト、評価、進路に関係あることだけする ・プロセスを飛ばして、正解だけを求める ・塾に通うことが当たり前になる	

	・すぐ AI にたよる などのことが起こっています。学習は、プロセスがもっとも重要であり、適切な教材と評価など気にせず「ゆっくりと落ち着いて考える」十分な時間が必要だと思います。	
49	第2章 子どもの権利 (安心して生きる権利) 第5条(6) 「適切な相談の機会が確保される。」を、第29条との関連がありますが、子どもが相談するという初動の機会を逃さないためにも「常時、適切な相談の機会が確保される。」とすべきと思います。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、適切な相談の機会の確保は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
50	第7章 子どもの権利擁護の仕組み (相談体制の整備) 第29条 「～子どもが相談しやすい窓口を整備するものとする。」を「～子どもが相談しやすい窓口を常時利用できるよう整備するものとする。」とすべきと思います。	
51	第7章第29条から第31条、及び第8章 施策の推進 理念型の条例に実効性を持たせるために、「子どもの相談窓口」「救済委員会」「子どもの権利相談員」「江別市子ども・子育て会議」の繋がり方や案件による関り方をチャートにして誰にでも分かりやすくして欲しいです。	相談窓口や救済委員会、子どもの権利相談員などの役割や関係性が分かりやすく示されることは、制度を利用しやすくする上で重要であると考えております。 条例では基本的な仕組みを定めていますが、いただいたご意見は、今後、制度の内容を分かりやすく周知するための資料や広報を作成する際の参考とさせていただきます。

52	本格的に子どもの権利や子育てに取り組むのなら、教育委員会とは独立した課を設置し、職員を配置し、子どもに関する総合的な取り組みにした方が良いと考えます。 会議や委員会だと迅速性に欠けると思うし、情報を集約し発信する役割など、他の業務との兼務は難しいと思います。 又、いじめやぎゃくたい、不登校などにも学校や他の機関との調整や対応も求められるので、それなりの権限も必要となってくると考えます。 又、救済委員会や相談員の具体的活動内容や設置基準なども必要と思います。 子どもを総合的に捉え、個として保護し、育てていくために考慮をお願いします。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、効果的な組織運営等は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
53	憲法と子ども権利条約をふまえて、江別の子ども権利条例ができる事を望みます。 今の子ども達の状況を考えると、とても気になることがあります。それは、小中学校における登校拒否の子どもの増加、18歳以下の子どもの自殺者が多いことです。 それらの原因の一つに、学校における教育システムの問題があると思います。 それは、国連の子ども権利委員会から何度も指摘されている事「日本の教育システムがあまりに競争的なため、子ども達から、遊ぶ時間や、体を動かす時間や、ゆっくり休む時間を奪い、子ども達が強いストレスを感じ、それが子ども達に発達上のゆがみを与え、子どもの体や精神の健康に悪影響を与えている」「カリキュラムや校則に柔軟性がなく、子ども達が学校の運営にかかわっていないこと、学校で子ども達の意見が尊重されていない」などと指摘され「適切な処置をとるように」と勧告されています。 国連の子ども権利委員会の勧告に応えるためには、文科省としての方針、学習指導要領の改訂、教職員を増やすこと等々様々な取組	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもの意見を聴くことは重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。

	みが必要と思いますが、江別の子ども権利条例を作成するにあたり、子ども達の意見をしっかりと聞くことができるような組織のあり方、項目を条例に入れて欲しいと思います。	
54	○子どもの権利内容は、2章の第4条から第8条で方向づけています。 一生の中で、子ども期は二度となく、成長・発達に大きな影響を与えます。 この成長・発達する力は子ども自身が内にもっていて、それを引き出し、伸ばすのは、環境や教育の力だと考えます。 第7条の（豊かに成長する権利）は、子どもの未来を考えると、特に深めていく具体的対応が必要と考えます。 また、就学期（小学校）以降高校までは、社会的条件の影響を受け易い時期です。 経済的「格差社会」は家庭のあり方にも影響し「子どもの貧困化」への対応が急務です。 その実態調査を広く総合的に言い、関係機関・地域・市行政の連携で支援につながる体制の充実が必要です。 高校生では、卒業すると選挙権を手に入れ、政治の世界と関わります。 それまでに発達段階にそった主権者教育が必要となります。 その見通しはどうなっているのでしょうか。 子どもの発達に則して、リーフレットを作成すると思いますが、その中に組み込んではどうでしょうか。	条例案では、第7条の「豊かに成長する権利」や、第23条から第28条までにおいて、子どもの状況に応じた支援を包括的に規定しています。 ご意見のありました子どもの貧困への対応、関係機関との連携、主権者教育やリーフレットによる周知などは、条例に基づく具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。
55	○第2条（4）育ち学ぶ施設等で大きな影響があるのは学校です。 第2節で、その役割が示されています。 第16条で「学ぶ機会の提供に努める」とありますが、今の学校教育でどのような提供をするのでしょうか。 今の教育界には具体化を進めるうえで厳しい状態あるようです。 教育の目的は教育基本法で「人格の完成」となっています。	条例案の検討に当たっては、子ども・子育て会議の委員として教員に参画していただいているほか、条例検討部会には教育委員会職員も同席しております。 条例案では、第16条において子どもの権利を学ぶ機会の提供を規定していますが、具体的な学習内容や方法は条例で定めるものではないため、子どもの権利を学ぶ機会については、子どもたちの発

しかし、現在の教育界でも「人材教育」が目的化され、経済に組み込まれた扱いになっています。 子どもの権利条約第29条の教育の目的は、「人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を、その可能な最大限度まで発達させる」となっています。 権利条例策定に当っては、権利条約の目的と一致させる方針が当然だと思われます。 教育現場の方針との違いをどうするのでしょうか。 市の条例（案）づくりの過程で、教育委員会の意見や教員の意見をきいたのでしょうか。 学校で権利条例を教え指導するのは、授業の教科なのか総合的な学習の時間なのか、道徳の時間なのか、その他特設時間をつくるのか、どういう見通しをもっていますか。 教室で学んだことを日常生活と結びつけ、その点検をどうするのでしょうか。 多忙な教員に時間外の仕事を押しつけることにならないでしょうか。 国連子どもの権利委員会から、日本は「高度に競争主義的な教育制度が、子どもの発達の歪みをもたらしている」と指摘されました。 しかし、依然として、高校入試、大学入試への受験戦争や小・中学校の全国一斉学力テストの実施は、点数競争を各学校にもちこんでいます。 子どもの「不登校」「いじめ」「自死」等の増加に対する対応、さらに「進路指導」もあり、教職員の精神疾患による病気休職者が増加傾向にあるなかで、子どもの権利対応をどのようにするのでしょうか。	達段階を踏まえ、各学校と相談しながら進めてまいります。
---	------------------------------------

56	○権利条例が成立した後の評価検証の仕組みをどのようにつくるのでしょうか。 現在、行政関係も教育関係もP D C Aシステムを利用しているようですが、これは到達度を数値化管理システムで方向づけるやり方です。 権利条例の目的や教育基本法の目的との方向とは合致しないと考えます。 何故なら子どもの人格や内心の自由を評価し数値点数化はできないし、してはならないと考えます。 全ての子どもに対し、日々変化する0歳から18歳までの評価は数値化できません。 しかし、子どもたちの人間として、より良く行きたい、生活したいという思いや願いを大人が取り上げて施策化するのが、子どもの権利条例です。 そのためには、子どもの声や意見を聴きとる相談員等の多くの人の配置や制度化すると予算がかかります。 その方針はどうなっているのでしょうか。 「権利は行使することによって守られる」といわれています。 皆さんの積極的働きかけを期待しています。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、ご意見の趣旨は重要と認識しておりますが、具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
57	条例案につきましては、概ね賛成です。 その中で、特にお願いしたい点は「子どもが安心できる環境」についてです。私は心理師ですので、その視点からみると、子どもの安心はその子どもの周りの大人の精神の安定が欠かせません。そのため、第6章および第7章の第30条「救済委員会」の充実、第8章第34条での確認や見直しは必要だと考えます。 行政だけでなく、子どもと関わる方々が連携しながら、情報を共有できる仕組みづくりも大切だと考えます。	子どもの権利の救済にあたっては、行政のみならず、子どもとかわる教育・福祉関係者や地域の皆様が連携し、必要な情報を共有できる仕組みづくりは、子どもたちの安心・安全を守るうえで重要と認識しております。これらの体制強化に向けて、関係機関と連携を深め、取組を進めてまいります。

58	◎現場の意見をくみ取る仕組み 実際に子どもと関わる関係機関の定期的な意見交換の場が必要と感じました。 教育機関、児童館、子ども食堂などの居場所、放課後等児童デイ、ヤンサポ、サポステ、子育て支援センター、幼稚園、保育園、ファミサポ、教育委員会、ねくすと など、ものすごい数の機関となりますが、ざっくばらんな雰囲気ของกลุ่มワークなどを部会毎に行う、全体会を行うなどし、子ども達と関わる支援者、機関の生の声をくみ取り、「子ども・子育て会議」等に取り入れて頂きたいと思います。	子どもと関わる多様な関係機関の意見を交わすことは、子どもの実態に即した施策推進に不可欠であると認識しております。 本条例案の第34条（施策の推進）に基づき、市は子ども・子育て会議を中心とした施策の推進及び検証を行っておりますが、多岐にわたる機関との意見交換の場の設置についても、今後の参考とさせていただきます。
59	◎親・家族への支援・相談機関の明確化 サポステでは子どもについて悩んでいる親御さんの悩みを聞くことも多く、子どもの所属先の方には言いにくいことを、リラックスの環境で吐き出してもらっています。親として、一人の人間として、気持ち安心して話すことが出来る場があることを知って頂きたいですし、フォーマル・インフォーマル含めた相談先が分かりやすく市民に伝わる方法があるといいと思います。	保護者の悩みや不安に寄り添い、安心して相談できる場の重要性は深く認識しております。 江別・岩見沢若者サポートステーション（サポステ）をはじめ、多様な相談機関があることを市民に周知することは重要と考えておりますので、多様や周知方法を検討・実施してまいります。 今後とも幅広い相談体制の充実とその周知に努め、保護者が気軽に安心して相談し、必要な支援を受けられる環境づくりを一層推進してまいります。
60	子どもの権利と言っても見てる方はあまりピンときません。私が市に求めるのは学校の教育に携わる方全員に CAP を学んで頂くこと。子どもに学ばせるのはあたりまえとして、“安心のできる環境で「自由とは・安全とは・自信とは」を学ぶ”この三つをまずは大人がよく勉強しなければ一人ひとりの成長を助けるサポートが出来ないと思います。まずは大人がいろんな子供に対し、イメージすること1人1人に寄り添う想像力がないと本当のサポート、教育が出来ないと思います。 教育の教科書にそったマニュアルでは表面的な教育しかできず、大人の圧力で無理やり言うことを聞かせることが現状では多いのではないのでしょうか？ 子の小学校でも「給食中おしゃべりがうるさいのでクラス全員黙	ご意見のとおり、条例の実効性を高めるためには具体的な施策が不可欠であり、その実現に向けた取組を推進したいと考えております。 なお、現在、CAP（Child Assault Prevention）プログラムを市内小中学校の全校での実施はしておりませんが、CAP プログラムの内容も参考にしながら、引き続き、安全・安心な学校風土の醸成を目指し、取組を進めてまいります。

	食を強いられた。」や「休み時間に宿題やプリントをやれって言われて休めなかった」「給食をこぼすと怒る」私の子のクラスでは、嘔吐した吐しゃ物を二年生の本人に片付けさせるなど信じられないことがありました。二年生、片付け方を知るわけもなく 掌で集めていたと子や子のクラスの子どもたちに聞きました。江別市内小学校でここ数年にあったことです。 もうその先生は他の学校に異動になりましたが、子どもたちは幼く、何が自由で何が安全なのか、狭い息苦しい場所で大人にコントロールされる狭い自由しか知りません。なので大人、親も含め、教育に携わる全員に CAP を学ばせるべきだと思います。 “1 人の子どもの性格・人格に寄り添える、可能性を引き出せる教育を。” 子どもの自信をはぐくめる教育をおねがいたします。 大人が学んだ後、子どもにも CAP 講座を勉強させ、今後の江別市の不登校の人数の変化を報告として教えて頂きたいです。	
61	①不登校の子供たちについての対策を加えて頂きたいと思います。 不登校は子どものせいではなく様々な理由で心が折れた状態です。安心して休む権利では、子どもの心の傷への理解と休息、回復の保障も必要です。身近に長期間不登校で自宅で過ごされている生徒さんがいますが、保護者の方の努力によるものが多いと感じ、身体的・精神的負担が大きいです。子どもも親も安心できる支援が必要です。 また、いまの学校教育は評価がとても細かく、子どもも先生もゆとりがなく疲れていると聞きます。過度な競争教育と管理をやめて子どもを人間として大切にする育ち学ぶ施設と環境の保障が求められていると思います。	不登校の子どもや保護者への支援は重要であると考えていますが、本条例は、不登校に限らず様々な事情にある子どもの権利を包括的に保障する理念条例であるため、個別の状況を列挙するのではなく、共通する考え方を定めております。 条例案では、不登校を個別に規定せず第6条の「個別の状況に応じた支援」、第7条の「休むこと」「学ぶこと」、第19条の「居場所づくり」、第23条の「多様な学びの場の提供」、第27条の「保護者への支援」などに、その考え方を含めております。 いただいたご意見は、今後の具体的な施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

62	②子供の貧困対策について～セーブ・ザ・チルドレンの調査から「ごはん1日1回晩御飯だけ」「小学校・中学校の修学旅行に行けなかった」「髪を切るお金がなく校則違反に」の声が寄せられているそうです。 また、日本の子ども貧困率は11.5%、9人に1人。深刻なのが134万に上るひとり親世帯。貧困率44.5%、半数の子どもたちが貧困状態と報告されています。江別市でも少なからずこのような環境における子どもがいるのではないかと思います。 子どもの権利条約は、子どもの身体的・精神的・道徳的・社会的な発達のための相当な生活水準についての権利(第27条)を規定しています。条例案の「安心して生きる権利」として貧困の解決に取り組むことも必要と思います。保護者や家庭への支援で、具体的に就学援助制度の拡充・高校生等奨学給付金制度の改善や高校卒業までの医療費の無償化、学校給食の無償化が求められていると思います。	日本全体において、子どもの貧困が深刻な社会課題であると認識しております。 子どもの権利条約第27条で規定される「子どもの身体的・精神的・道徳的・社会的発達のための相当な生活水準の権利」を保障するため、本条例においても「安心して生きる権利」(第5条)を掲げたところです。 いただいたご意見は、今後の具体的な施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
63	子どもの権利について、理解が深められるよう広報、啓発活動は継続的に。特に11月は「子どもの権利月間」として、毎年強化出来るとよいと思います。地域全体のイベントとして。	子どもの権利条例推進月間の規定については、子どもの権利についての理解を醸成するための一つの手法であると考えております。市としては、有効な周知手法について検討・実施してまいります。
64	子どもの権利相談員同士の連携、学び合う場が必要と思います。相談員によって対応に違いがないように。	子どもの権利を守るためには、その入口となる子どもの権利相談員の質が大変重要であると考えております。 相談対応のスキルをはじめ、各種研修の機会を通じて質の向上に努めてまいります。
65	条例がしっかり生かされている数年に1度検証することが、子ども達参加で地域の方々と共に必要と思います。	定期的な検証機関の設置につきましては、現在のところ設置予定はなく、社会経済情勢の動向や子どもを取り巻く状況を見極めながら、江別市子ども・子育て会議の中で検討する方針としております。 ただし、子どもを含めた市民の意見を取り入れることは重要と考えておりますので、その手法について検討してまいります。

66	江別市の「子どもにやさしい街づくり宣言」に心から期待しています 特に、登校支援と学校図書館の充実をお願いします。 振り返ると、江別市で2人の子育てをしながら、親である私自身も子ども達も様々な面で支えてもらいました。 特に、図書館や私設文庫での読み聞かせや、先輩父母とのお話を通して豊かな子ども時代を過ごせた事に感謝しています。 一方で、学校での図書ボランティア活動など関わりながら、中学校で登校支援のお手伝いをして5年、思うところがあります。 「教室に入れない、入らない子ども達の居場所」として、登校支援教室「ねくすと」の他に、各学校にも同様の教室が置かれるようになったことは評価できるものの、増えている学校の外の居場所に対して、続けていける様な金銭的支援などは、さらに必要と思います。	学校の外の居場所について、その必要性を認識しており、令和7年度から江別市居場所づくり支援事業補助金を創設し、市内の各種居場所の支援を行っております。 今後とも学校以外の居場所づくりについて推進してまいります。
67	学校図書館の活用は学校によって差があります。 忙しい業務の合間に図書館担当になった教員の気持ちや、専門性によるところが大きく、図書館司書が定期的に派遣されてはいるものの、恵庭市や千歳市の読書教育に比べると、江別市には、まだまだできることがあると考えます。 小中高で不登校およそ41万人、さらに増加傾向と言われ、いじめや差別ヘイトがあふれる今の時代にこそ、人の痛みを想像する力を養える、「読書」や「本」の力が必要だし、大切です。 そのために、学校に行きづらさを抱える子もそうでない子も、「いつ行っても、待っている人がいる豊かな学校図書館」を実現させるため、全ての学校に1人以上の司書の配置を切に望みます。	本条例は、子どもの権利に関する基本的な方向性を定めたものになります。 いただいたご意見につきましては、所管課に伝え、今後の取組の参考とさせていただきます。
68	江別市は、手嶋圭三郎先生の絵本のふるさとでもあり、先生が通った野幌森林公園もあります。 この豊かな資源も活用した絵本記念館の建築など、一市民として、さらなる進化を望んでいます。	手嶋圭三郎先生の絵本のふるさとであることや、野幌森林公園などの豊かな自然資源は、江別市の大切な文化的財産と認識しております。 一方で、絵本記念館の新築については、現時点での予算や施設整備の状況から実現が難しい状況にあります。しかしながら、既存の

		資源を活用した文化振興や地域の魅力発信に向けた様々な施策を検討してまいります。
69	条例などは、制定されたものが、より身近なものとなり、有効性のあるものになっていくことが大事だと思っています。 そういう意味で、子ども達が実際権利の侵害を受けた時の救済委員会の役割はとても大きいと思います。 事実確認にあたっては、十分な調査が必要です。その際、市の機関以外は、「協力するよう努めるもの」となっています。そのことによって、明らかになってこないケースも出てくるのではと危惧しています。今後の実態を見ながら十分配慮してほしいところです。	子どもたちが権利侵害を受けた際の救済に関わる委員会の役割は非常に重要であると認識しております。 事実確認や調査にあたっては、十分かつ公平な調査が不可欠であり、市の機関だけでなく、可能な限り地域の関係団体や専門機関との連携を図り、協力を得られるよう努めてまいります。 ご意見のとおり、「協力するよう努める」という表現により実態把握が不十分になることがないように、適切な運用に心がけてまいります。
70	・P3第9条2「～子どもの意見及び考えを聴き、及び尊重し～」後ろの及びは、P2第3条4の表現と整合性を持たせて「それを」としてもいいような気がします。	統一感があり読みやすい表現となるよう調整し、条例全体の言葉遣いの一貫性向上に努めてまいります。 なお、ご提案いただいた箇所につきましては、他の意見を踏まえ、ご意見のいただいた箇所を別の表現で修正することといたします。
71	近年出生数が下がる中、ベビーブームの頃に団地造成が始まった地域も、その頃と同じ施策を投じて町にたくさん子どもたちが溢れることはありません。かつてマンモス校だった私たちは近所の大人たちに見守られて育ちました。しかし今や高齢者は自分の事でめいっぱいです。マイノリティとなった子どもたちが自分たちの気持ちを自由に表現し、それを尊重できる大人に見守られて成長できるように、江別市子どもの権利条例を制定し、皆で子どもの育ちをみまもりたいとおもいます。そんな大人がいる町です、と言える江別市であることが子育てのまちを標榜するに相応しい街なのだと思います。 ただし、器も大切です。公立小学校、市の施設としての児童館等、古い施設も多いです。 財政は大変ですがこの条例で子どもの施設についても考えていただけたらとおもいます。	学校や児童館などの施設の老朽化については市の重要な課題であり、財政状況を考慮しつつ、施設の維持・改善や子どもたちが安心して過ごせる空間づくりについても今後の施策検討の中で取り組んでまいります。

72	こどもにも大切な権利があることをみんなで理解を深めていくことが必要です。 江別市子どもの権利条例（案）にあるこどもの権利はすべて大切な権利ですが、個人的には第2章3豊かに成長する権利（2）休むことです。 こどもたちは習い事に忙しく、のんびりすることが必要と感じます。 また、学校を休むことが必要な時もあります。 こどもの最善は何なのかを考え続けていかなければならないと思います。 社会全体でこどもを見守っていく。 こどもの権利条例が制定されたら（されなくても）金銭的な支援も含めて実行して欲しいです。	本条例は、子どもの権利を守るための基本的な方向性を示すものです。 そのため、子どもの参加促進は重要と認識しておりますが、ご意見にいただいた具体的な取組については、条例に規定するのではなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう市長が別に定めることとしています。 いただいたご意見を踏まえ、今後、具体的な手法等を検討してまいります。
73	●第14条の「開かれた施設づくり」は、既存の保護者、地域住民から意見を聴く「学校運営協議会」（コミュニティースクール）の域を超えていません。 川崎の場合は、子どもの参加する権利の保障として、教職員・保護者・住民と子どもによる四者の運営組織の推進をうたいました。江別市では、第8条をもとにして、四者による開かれた学校づくりを目指していくことが必要だと思いますので、そうした組織を作ってください。そうでなければ条例を作った意味がないように思います。	本条例は、子どもの権利に関する基本的な方向性を定めたものになります。 いただいたご意見につきましては、所管課に伝え、今後の取組の参考とさせていただきます。
74	●いじめ77万件、虐待22万件の時代になって、子どもが安心して生きることができる権利（第5条）を持てるように、子どもオンブズパーソン制度を導入し条例化することを求めます。子どもが声をあげやすい地域づくりに必要と考えます。	現在の条例案には、子どもの権利や利益を代弁し支援するアドボカシーの仕組みを設けることとしております。 市としては、子どもが声をあげやすい環境づくりを推進するため、関係機関と連携しながら、相談体制や支援の充実に努めてまいります。

75	●施策の推進 第34条では、条例の施行状況及び子どもの権利に関する施策の推進状況について、江別市子ども・子育て会議に報告し、意見を求めるものとしていますが、施行後推進状況を把握し、子ども・子育て会議で共有することは至極当然です。しかし、さまざまな意見のもと理念条例である以上、現実的には実効性ある検証・議論が必要です。4年に一度、検証する機関を設置し、当事者の子どもたち参加で会議を持つことが必要と考えます。	条例の施行状況や子どもの権利に関する施策の推進状況について、江別市子ども・子育て会議での報告・共有は、第34条（施策の推進）に基づき実施しております。 定期的な検証機関の手法については、社会経済情勢の動向や子どもを取り巻く状況を見極めながら、江別市子ども・子育て会議の中で検討する方針としております。 検証に当たっての施策の検証等への子どもの関わりにつきましては、先進自治体の取組も参考にしながら、調査研究してまいります。
76	子どもが真ん中のまちづくりを掲げて、江別市にこれまでなかった子どもの権利条例を制定すること、大変うれしく思います。 全体を読ませていただいて、一番感じたことは具体的な施策があまり言及されていないということです。この条例制定がただのパフォーマンスに終わることのないように、実効性のある具体的な内容を少しでものせてほしいです。 その一つが、子どもたち一人一人に権利があり守られる存在であることを知らせるために、小学校中学校でのcapの実施(予算も立てやすく、非営利団体に依頼できるので計画的に毎年続けていける)(千歳市や恵庭市でも実施実績がある)です。何か大きな予算を使って建物を建てたり、専門家を雇用したりすることが難しくてもcapはすぐ実施できる良い例ではないかと思います。	本条例は、子どもの権利に関する基本的な方向性を定めたものになります。 いただいたご意見につきましては、所管課に伝え、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、現在、CAP (Child Assault Prevention) プログラムを市内小中学校の全校での実施はしておりませんが、CAP プログラムの内容も参考にしながら、引き続き、安全・安心な学校風土の醸成を目指し、取組を進めてまいります。
77	救済センターの設置です。虐待はもちろん、子どもが不適切な扱いを受けたときや、トラブルに巻き込まれたときにいち早く相談して、対応してくれる機関が必要だと思います。医療機関、弁護士、教員、保育者、児童相談所などと連携して動けることと、学校や家庭などの子どもの所属をこえてその子の「最善の利益」のために決定権をもって実働できる救済センターのようなものが必要ではないかと思います。	条例案では、子どもの権利相談員と救済委員会の設置を規定しております。 現時点では、江別市においては救済センターの設置予定はございませんが、関係機関と連携し、子どもの最善の利益を最優先に考えた支援体制の強化に努めております。 今後も子どもたちが安全かつ安心して暮らせる環境の実現に向け、必要に応じて体制の充実を検討してまいります。

78	○第2章 子どもの権利 1 安心して生きる権利 「平和都市宣言」をしている江別ならではの取り組みが必要です。	毎年、戦没者を追悼するとともに市民全体で平和を祈念する「江別市平和のつどい」を開催しています。小学生、中学生、高校生にも参加いただき、献花や「平和都市宣言朗読」、「平和の誓い」を行っていただいているほか、全小学校の児童から折り鶴を寄贈いただき、広島と長崎へ届けています。 いただいたご意見につきましては、所管課に伝え、今後の取組の参考とさせていただきます。
79	○第2章 子どもの権利 2 自分らしく生きる権利 ・個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されます。 全国学力・学習状況調査、教科別の平均正答率の標記について記載があり、「点数で比べる」のは、「豊かな学び」とは逆行しています。そのため、「都会と田舎の、まんなか暮らし～えべつのじかん」の記載内容を見直してほしいです。	PR冊子「えべつのじかん」では、移住を検討している方に必要な情報を提供するという趣旨の中で、全国学力・学習状況調査の教科別の平均正答率を掲載しております。 いただいたご意見につきましては、所管課に伝え、今後の取組の参考とさせていただきます。
80	○第2章 子どもの権利 3 豊かに成長する権利 ・遊ぶことができます。 ・休むことができます。 子どもにとって、自由に遊んだり、休んだりすることが豊かな成長につながる、大切なことですが、現状は、多忙な放課後を過ごしています。すべての子どもに、自由な放課後を保障したいです。 そのため、子どもの放課後の過ごし方のめやすが必要です。子どもの負担が過度にならないような文言を入れる必要があります。	子どもの放課後の過ごし方の「目安」につきましては、現時点では条例上の具体的な指針（目安）の導入は検討しておりません。 しかしながら、子どもの負担が過度とならないようことは重要と考えておりますので、いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。

81	○第2章 子どもの権利 3 豊かに成長する権利 ・学ぶことができます。 テストについて、基本、評価のためのペーパーテストは必要最低限にするべきです。 宿題は、基本やめましょう。「学習」は、学校で。大人も仕事の「持ち帰り」が毎日あるのは、嫌ですね。 通知表について、先生・学校目線の一方通行の通知表ではなく、子ども自身の自己評価を中心とした成長の記録がいいと思います。	本条例は、子どもの権利に関する基本的な方向性を定めたものになります。 いただいたご意見につきましては、所管課に伝え、今後の取組の参考とさせていただきます。
----	---	---

4 案に取り入れなかったもの

No.	意見の内容	市の考え方
82	<課題と思われる事項> ①第3条が「個人として尊重」ではなく「人として尊重」となっています。権利に関わる条文ですから前文にならい条例の文言としても「個人」との表現を入れるべきです。	憲法は「第十三条 すべて国民は、個人として尊重される」と定めており、当然ながら子どもも個人として尊重されるべきものと考えられます。 本条例案では、子ども（原則として18歳未満の者）は守られる対象であるだけでなく、大人と同様にひとりの人として様々な権利を有する主体であることを明確にするため、第3条の規定を設けています。
83	<課題と思われる事項> ③条例制定の上で具体的な「推進計画」の策定が必要だと考えます。第8章第34条の「子どもの権利に関する必要な施策」の文言を「子どもの権利に関する推進計画を策定し」として計画作りを明確化してください。	既存の子ども計画において、「子どもの権利の尊重」を組み込んでおり、個別計画を作成しなくとも、条例の担保として十分機能すると考えております。

84	<意見 第3節 市民の役割（第18条第3項）> ●「愛情」の表現を入れると、さらに伝わりやすいと思います。事業者は、働き方の多様化への～必要な職場環境の整備に努める。 ⇒ ～整備に努めるとともに、子どもに深い愛情を持って接する時間を持つことができるよう職場環境を整える。	本条文は、仕事と家庭の両立に関する事業者へ努力義務を規定するものになります。 そのため、ご提案の内容は、条文の趣旨とは異なりますので、現段階では見送らせていただく方針です。
85	「子どもが笑うと大人を笑顔にする不思議な力がある。これが「子ども主役のマチづくり」「条例づくり」の原点だ」との市長の発言に賛同しました。 道内外の先進的条例等に学び、行政主導でスピーディな条例案作成に敬意を表します。 すでに条例づくりを終えた自治体で、その後に開店休業状態となっている自治体もあるとききます。 江別市がそうならないように、これからの具体的な運用計画が必要になると思います。 条例（案）についての意見をのべます。 ○（目的）第1条に「日本国憲法」を明記します。 権利条例策定の根拠は最高法規である憲法97条「基本的人権の本質」、98条「条約及び国際法規の遵守」にあります。	本条例は、子どもの権利に関する基本的な理念を定める条例として、第1条において「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」及び「こども基本法」の理念に基づくことを明記しています。 ご意見のとおり、日本国憲法は基本的人権を保障し、条約や国際法規の遵守を定める我が国の最高法規であり、子どもの権利を保障する上でも重要な基盤となるものと認識しています。 一方で、こども基本法は、憲法の理念を踏まえ、子どもの権利について定めた法令であることから、本条例ではこれらを直接の根拠として規定しています。
86	●インクルーシブ、インクルーシブ教育について 条例の部会でも議論となっていたことは、会議録で拝見しました。条例文の中に「インクルーシブ」という文言が入らなかったことは残念です。 私たちは、誰もが多様な個性と独立した人格を備えた尊厳ある存在だと思います。しかし、分けることは、分けられた人の尊厳を傷つけ、社会の差別意識を醸成し、固定化することにつながります。誰もが分けられることなく、必要な状況や年齢等に応じて適切に合理的配慮のもと、ともに育ち、ともに生きることは、基本的人権として保障されなければなりません。現状の「分ける」社会を変革し、一人ひとりが社会を構成するメンバーとして、ともに生き、学び、育つこと	インクルーシブの考え方は、子どものみならず市民全体に関わることでありと認識しております。 また、子どもの権利条約第23条において、インクルーシブが中核的理念とされており、条約のもとに検討している本条例案についても第3条でインクルーシブの意味と同様の基本理念を定めております。

	のできるインクルーシブな社会へと変えていく必要があるのではないのでしょうか。障害のある人の存在は、人と人の縁をつなぐ力を持っていると思います。助けることは、助ける側にも力を与えてくれます。そこからコミュニケーションが生まれ、助けを求めていいという安心感が生み出されます。こうして安心感に満たされた学校や地域において、多様性が保証され、誰もが大切にされ、自身の存在価値を感じ、他社とつながり合い、助け合いながら生き生きと自身の人生を歩む社会を実現できるものと考えます。改めて、インクルーシブという文言を入れていただくことを検討してください。 まさしく江別の条例の特色になると思います。	
87	障害のある子もない子もそれぞれが適性にあわせて適したやり方が必要なのはもちろん当たり前のことで、プラス、「誰もが等しく受け入れられるまち」なんだというメッセージを込めて「インクルーシブ」という言葉も必要ではと思います。障害、年齢、性別、国籍などを理由に誰ひとり排除しない「包括的な」という考えを条例に入れることで、差別やヘイトを許さないまちづくりが実現するのではないのでしょうか。	インクルーシブの考え方は、子どものみならず市民全体に関わることでありと認識しております。 また、子どもの権利条約第23条において、インクルーシブが中核的理念とされており、条約のもとに検討している本条例案についても第3条でインクルーシブの意味と同様の基本理念を定めております。

5 その他意見

No.	意見の内容	市の考え方
88	子どもの権利が守られていない事例は何でしょうか？基本的人権は現状でも十分配慮されていると認識しています。 そのうえでこの条例の必要性は何でしょうか？それがわからなければ判断できません。まずは、この条例が必要である背景を明確に示してから議論すべきです。	ご意見のとおり、既に日本国憲法のほか、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）やこども基本法などがあります。 そのため、本条例の意義は、子どもの権利に関する地域としての理念を明確にし、地域全体で行動していくための指針とするため制定を目指しております。 また、市が令和6年11月に行った「江別市子どもが主役のまち宣言」を具体化するためにも本条例は必要であると考えております。

89	最後に「概要」で気になったのですが、P 5の3章1（2）について、取りようによっては、子どもの考えは十分に聴くけど最終的には、大人が判断して導くともとれるので、もう少し趣旨にあった表現にした方が良いと思います。	保護者は子どもの意見を否定するのではなく、まずは聴く。その意見の内容が子の最善の利益につながらない場合は、保護者は子どもの本音を聴き取り、納得できる理由の説明と代替案の提示を通じて、子どもと共に最適な解決策を導き出すことが保護者の役割ということをお伝えする内容です。
----	--	--